

## 指定通所介護事業所等における宿泊サービスを提供する場合の届出について

横須賀市では、介護保険法等の規定に基づく指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の指定を受けた事業者において、宿泊サービスを実施するに当たり、利用者の安全やプライバシーの確保が不可欠であることから、平成27年7月1日付、宿泊サービスに係る基準を定めた「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（以下「指針」という。）を制定いたしました。

横須賀市が指定する指定通所介護事業所等において宿泊サービスを実施する場合は、指針に定める基準に従い、適切に実施してください。

なお、届出の方法等の取扱いについては、次のとおりとしますので、提出期限までに、必要となる届出を適切に行っていただきますようお願いいたします。

### 1 宿泊サービス

指定通所介護事業者等が、その指定に係る事業所の営業時間外に、その設備を利用し、指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスとして提供することをいいます。

### 2 対象事業所

届出の対象事業所は、宿泊サービスを提供する指定通所介護事業所等とします。

### 3 届出の種類

届出の種類は、宿泊サービスに係る開始、変更、休止、再開又は廃止とします。

### 4 届出の時期

届出内容	事 由	提 出 期 限
開 始	宿泊サービスの提供を開始するとき	宿泊サービスの提供開始前まで
変 更	届出内容に変更が生じたとき	変更の事由発生日から10日以内
休 止	宿泊サービスの提供を休止するとき	休止をする日の1月前まで
再 開	休止していた宿泊サービスを再開するとき	再開の日から10日以内
廃 止	宿泊サービスの提供を廃止するとき	廃止をする日の1月前まで

### 5 届出の提出方法

6に記載の提出書類を、各提出期限までに、電子申請・届出システム（※）で指導監査課へ提出してください。

※電子申請・届出システムについては、横須賀市ホームページ「介護保険事業者の指定申請等における電子申請について」

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/kaigo-osirase/denshi.html>)を参照してください。

6 提出書類

届出区分	内 容	提出書類
開 始	事 業 の 開 始	① 届出書 ② 勤務体制及び勤務形態一覧表 ③ 資格証の写し ④ 事業所及び宿泊している場所の平面図 ⑤ 運営規程（料金表含む。以下同じ。） ⑥ 防火対象物使用開始（変更）届（副本）の写し
変 更	事業所の名称の変更	① 届出書 ② 運営規程
	事業所の所在地の変更	① 届出書 ② 事業所及び宿泊している場所の平面図 ③ 運営規程 ④ 防火対象物使用開始（変更）届（副本）の写し
	事業所の連絡先の変更	① 届出書
	責任者の変更	① 届出書 ② 資格証の写し
	利用定員の変更	① 届出書 ② 運営規程
	宿泊サービスの提供日、提供時間その他年間の休日の変更	① 届出書 ② 運営規程
	1泊当たりの利用料金、夕食・朝食の料金の変更	① 届出書 ② 運営規程 ③ 利用料金、食費の積算根拠
	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数、時間帯での増員に関する変更	① 届出書 ② 勤務体制及び勤務形態一覧表 ③ 資格証の写し
	宿泊室の面積等設備の変更	① 届出書 ② 事業所及び宿泊している場所の平面図 ③ 防火対象物使用開始（変更）届（副本）の写し（※1）
	消防設備の変更	① 届出書 ② 防火対象物使用開始（変更）届（副本）の写し（※1）
休止又は廃止	事業の休止又は廃止	① 届出書
再 開	事 業 の 再 開	① 届出書 ② 勤務体制及び勤務形態一覧表
	※再開の添付書類④	③ 資格証の写し

	から⑥までは、休止前 と異なる場合に、必要 に応じて添付	④ 事業所及び宿泊している場所の平面図 ⑤ 運営規程 ⑥ 防火対象物使用開始（変更）届（副本）の写し（※1）
--	------------------------------------	--

※1 改修工事等を伴い防火対象物使用開始（変更）届の提出を要する場合のみ添付する。